

## 事前割当による避難所等の応急危険度判定実施概要

### 1 目的

この実施概要は、避難所等の応急危険度判定の実施に関する業務を予め定めることにより、大規模地震が発生した場合、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施し、余震等による建物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図ることを目的としています。

### 2 用語の定義

この実施概要で使用する用語は、次のとおりです。

用 語	略 語	説 明
応急危険度判定	判定	
被災建築物応急危険度判定士	判定士	
静岡市が避難所等の応急危険度判定を事前に依頼（地区支部ごと事前割当）した民間判定士	配置判定士	
避難所等	/	避難所、地区支部、救護所、消防署をいう。
地区支部	/	災害時に市が設置する組織で、市職員で構成される。 小学校区程度の地区ごとに配置され、75地区支部（葵区36、駿河区18、清水区21）ある。詳細は、5参集場所一覧 表1、表2、表3による。 連合自主防災会と連携を図りながら、各地区内の情報収集及び伝達や、自主防災会等が中心となって運営される避難所や救護所等の開設・運営活動の支援を行う。
地区支部長	/	地区支部の総括、地区支部の指揮監督（市職員）
副地区支部長	/	地区支部長の補佐（市職員）
地区支部員	/	地区支部の支部員（市職員）
施設管理者	/	施設を管理している者 市有施設の場合、通常は市職員（教員等）。指定管理者制度が適用されている場合は、指定管理者（民間）となっている場合もある。

### 3 判定資機材

判定で使用する判定資機材は、次のとおり分担することとします。静岡市が準備する判定資機材は、各参集場所に保管しておきます。判定士の方は**日頃から準備をお願いします。**

#### <判定士が準備する物>

判定資機材一覧	備 考
判定士登録証	必ず持参する物
判定士手帳	〃
ヘルメット	〃
携帯電話	持参することが望ましい物
マスク	〃
クラックスケール	〃
非常食	〃
雨具	〃
ペンライト（懐中電灯）	あると便利な物
ホイッスル	〃

#### <静岡市が準備する物>

判定資機材一覧	備 考
腕章	
リュック	
筆記用具	シャープペン、ボールペン、油性マジック
判定調査表	
判定ステッカー（赤・黄・緑）	
コンベックス	
下げ振り	
ハンマー	
バインダー	
ガムテープ	
油性マジック	
軍手	
判定士登録証入れ	名札ケース
地図	
各施設の配置図・平面図	
双眼鏡	

## 4 判定実施の概略

<判定活動のフロー>

静岡市内で最大震度6弱以上の地震が発生



家族、勤務先、津波、火災等の状況、自己の健康状態を考慮し判定活動の可否を判断



判定活動ができる場合

### ①参集

配置判定士は、早急に指定参集場所に参集してください。  
(静岡市からの連絡はありません。)



### ②判定資機材の確保

地区支部員等（地区支部長、副支部長、地区支部員、施設管理者）に判定士登録証を提示して判定士であることを伝え、判定資機材の保管場所（防災倉庫）の鍵を開けるよう依頼し、判定資機材（1チームでリュック1つ）を取り出してください。



### ③チーム編成・判定開始準備

配置判定士が2名（1チーム）参集したら、判定開始です。  
リュックから腕章と名札ケース（判定士登録証を入れる）を取り出し、身に付けてください。



### ④判定開始

地区支部員に判定開始を連絡し（「SUNPUシステム連絡票（判定開始）」の必要事項を記入の上、地区支部員に渡す）、判定を実施してください。



### ⑤判定終了（施設ごと）

判定が終了したら、判定した避難所等に判定ステッカーを貼ってください（棟ごと）。  
建物を使用するにあたり注意事項等がある場合は、地区支部員等に説明してください。



### ⑥移動

割当エリア内にある次の判定施設に移動してください。以降④⑤⑥を繰り返します。



### ⑦割当エリア内の判定終了

割当エリア内にある避難所等の判定が全て終了したら判定活動終了です。（すべてが終了する前に日が暮れてしまった場合は、翌日の実施もお願いします。）  
判定結果を記入した「判定調査表」と必要事項を記入した「SUNPUシステム連絡票（判定結果）」を指定参集場所の地区支部員に渡し、判定資機材を元の場所に戻してください。

《地区支部》  
応急危険度判定  
SUNPUシステム連絡票  
判定開始

判定士名	判定士職階	所属支部	所属施設

SUNPUシステム  
ログイン  
判定結果を作成した連絡票を提出

判定資機材と一緒にリュックに入っています

《地区支部》  
応急危険度判定  
SUNPUシステム連絡票  
判定結果

施設名称	棟名	判定結果	備考

SUNPUシステム  
ログイン  
判定結果を作成した連絡票を提出

判定資機材と一緒にリュックに入っています

## <判定活動での注意事項>

- ・第1段の判定活動は、発災から24時間以内に終了することを目標としてください。
- ・**夜間の判定は、危険であり正確な判定も難しいため、実施しないでください。夜間に発災した場合は、明朝の日出以降(明るくなってから)に実施してください。**
- ・判定活動は作業時の危険回避や判断の正確さを向上させるため、2名以上で実施してください。**2名以上参集することができず、発災後2時間以上経過しても判定活動を開始できない場合は、自動的に各区役所から応援の判定士を派遣する予定となっております。**
- ・使用した判定資機材は、保管されていた場所に必ず返却してください。避難所等以外の判定にも使用する予定です。

## 5 参集場所一覧

表1 葵区 地区支部

No.	地区支部名	施設名	所在地
1	葵	葵小学校	葵 区城内町7番9号
2	新通	新通小学校	〃 駒形通二丁目4番47号
3	駒形	駒形小学校	〃 南安倍二丁目1番1号
4	番町	番町小学校	〃 新富町一丁目23番地の1
5	田町	田町小学校	〃 田町五丁目70番地
6	安西	安西小学校	〃 安西一丁目96番地の3
7	伝馬町	伝馬町小学校	〃 伝馬町14番地の2
8	井宮	井宮小学校	〃 平和一丁目7番1号
9	井宮北	井宮北小学校	〃 上伝馬2番1号
10	賤機南	賤機南小学校	〃 松富三丁目1番46号
11	賤機中	賤機中小学校	〃 牛妻2095番地の2
12	賤機北	賤機北小学校	〃 俵沢234番地の1
13	安倍口	安倍口小学校	〃 安倍口新田50番地
14	美和	美和小学校	〃 遠藤新田69番地の1
15	足久保	美和中学校	〃 足久保口組3276番地の2
16	松野	松野小学校	〃 松野598番地の2
17	井川	井川支所	〃 井川656番地の2
18	梅ヶ島	梅ヶ島生涯学習交流館	〃 梅ヶ島1309番地
19	大河内	大河内生涯学習交流館	〃 平野1097番地の38
20	玉川	玉川生涯学習交流館	〃 落合126番地の1
21	横内	横内小学校	〃 緑町1番1号
22	安東	安東小学校	〃 安東三丁目16番1号
23	城北	城北小学校	〃 北安東四丁目27番3号

24	竜南	竜南小学校	// 竜南一丁目 23 番 1 号
25	千代田	千代田小学校	// 杓谷五丁目 47 番地の 1
26	千代田東	千代田東小学校	// 川合三丁目 4 番 1 号
27	西奈	西奈小学校	// 瀬名三丁目 23 番 1 号
28	西奈南	西奈南小学校	// 南瀬名町 1 番 20 号
29	北沼上	北沼上小学校	// 北沼上 1020 番地
30	麻機	麻機小学校	// 有永 421 番地の 1
31	服織	服織小学校	// 羽鳥六丁目 9 番 1 号
32	服織西	服織西小学校	// 新聞 759 番地の 1 の 1
33	南藁科	南藁科小学校	// 吉津 400 番地
34	中藁科	中藁科小学校	// 大原 942 番地の 1
35	清沢	清沢生涯学習交流館	// 昼居渡 66 番地の 2
36	大川	大川生涯学習交流館	// 日向 10 番地

表 2 駿河区 地区支部

No.	地区支部名	施設名	所在地
1	森下	森下小学校	駿河区森下町 2 番 1 号
2	中田	中田小学校	// 中田二丁目 14 番 1 号
3	南部	南部小学校	// 南八幡町 11 番 1 号
4	大里西	大里西小学校	// 中原 400 番地
5	大里東	大里東小学校	// 高松 2310 番地
		宮竹小学校※ <sup>1</sup>	// 宮竹二丁目 12 番 1 号
6	中島	中島小学校	// 中島 2992 番地の 1
		宮竹小学校※ <sup>1</sup>	// 宮竹二丁目 12 番 1 号
7	宮竹	宮竹小学校	// 宮竹二丁目 12 番 1 号
8	富士見	富士見小学校	// 登呂一丁目 1 番 1 号
9	西豊田	西豊田小学校	// 曲金二丁目 8 番 80 号
10	東源台	東源台小学校	// 国吉田六丁目 7 番 45 号
11	東豊田	東豊田小学校	// 池田 491 番地の 2
12	大谷	大谷小学校	// 大谷 3683 番地の 2
13	久能	久能小学校	// 古宿 213 番地の 2
14	長田北	長田北小学校	// 向敷地 890 番地
15	長田東	長田東小学校	// 東新田三丁目 10 番 1 号
16	長田西	長田西小学校	// 丸子六丁目 15 番 65 号
17	川原	川原小学校	// 下川原四丁目 14 番 1 号
18	長田南	長田南小学校	// 広野四丁目 7 番 1 号
		川原小学校※ <sup>1</sup>	// 下川原四丁目 14 番 1 号

※ 1 津波被害の恐れがある場合の参集場所

表3 清水区 地区支部

No.	地区支部名	施設名	所在地
1	辻	辻生涯学習交流館	清水区宮代町5番75号
2	江尻	江尻生涯学習交流館	〃 小芝町3番35号
3	入江	入江生涯学習交流館	〃 入江三丁目8番12号
4	浜田	浜田生涯学習交流館	〃 浜田町4番4号
5	岡	岡生涯学習交流館	〃 桜が丘町7番1号
6	船越	船越生涯学習交流館 (令和5年度までは、工事のため、清水船越小学校)	〃 船越三丁目12番74号 ( 〃 船越三丁目15番1号)
7	清水	清水生涯学習交流館	〃 松井町7番22号
		清水第三中学校※ <sup>1</sup>	〃 三光町3番57号
8	不二見	不二見生涯学習交流館	〃 村松534番地の2
9	駒越	駒越生涯学習交流館	〃 迎山町1番7号
10	折戸	折戸生涯学習交流館	〃 折戸四丁目8番60号
11	三保	三保生涯学習交流館	〃 三保松原町39番地の5
12	飯田	飯田生涯学習交流館	〃 下野東9番地1号
13	高部	高部生涯学習交流館	〃 押切1086番地の2
14	有度	有度生涯学習交流館	〃 草薙一里山3番1号
15	袖師	袖師生涯学習交流館	〃 袖師町1092番地の1
		清水袖師中学校※ <sup>1</sup>	〃 西久保125番地の1
16	庵原	庵原生涯学習交流館	〃 庵原町68番地の1
17	興津	興津生涯学習交流館	〃 興津本町829番地
		清水興津中学校※ <sup>1</sup>	〃 興津中町1478番地の10
18	小島	小島生涯学習交流館	〃 但沼町303番地
19	両河内	両河内生涯学習交流館	〃 和田島171番地の1
20	蒲原	蒲原市民センター (蒲原生涯学習交流館)	〃 蒲原新田一丁目21番1号
21	由比	由比生涯学習交流館	〃 由比北田457番地の1

※1 津波被害の恐れがある場合の参集場所

## 6 事前割当による応急危険度判定Q & A

### <事前割当関係>

- Q1 静岡市からの依頼を受けたら、必ず判定活動に参加しなければいけないのか。
- A1 事前割当エリアの避難所等の判定が確実に実施されることを期待しますが、判定活動を強要するものではありません。ご自身やご家族などの安否確認と安全確保を最優先してください。
- Q2 職場が自宅から遠いため、仕事中に地震が発生すると避難所等の判定は困難だがどうすればよいか。
- A2 あくまで判定活動が可能な場合にのみ指定の参集場所へ行き、避難所等の判定を行ってください。
- Q3 勤務先にも災害時の緊急業務がある。避難所等の判定とどちらを優先すればよいか。
- A3 どちらを優先するかは個々の判断によります。避難所等の判定の緊急性と重要性を考慮し、市としては避難所等の判定を優先していただきたいと考えております。

### <参集場所関係>

- Q4 同一指定参集場所の判定士同士の打合せが必要ではないか。
- A4 同一指定参集場所の判定士同士の顔合わせ、打合せは是非行っていただきたいです。事前割当エリアにある避難所等の確認などを行ってください。

### <判定実施関係>

- Q5 新耐震基準や耐震ランクが高い建物も判定するのか。
- A5 建物の判定は地盤や周辺地物（隣家、電柱、がけ等）の状況も含め、総合的に判断する必要があります。そのため、建物本体に直接的被害が無くても判定は必要となります。
- Q6 避難所等の現況や判定資機材の保管場所を事前に確認しておきたいが可能か。
- A6 事前確認は可能ですが、施設管理者あてに事前連絡が必要です。連絡は建築総務課が取り次ぎますので、現地確認したい日時をご連絡ください。なお、確認時は応急危険度判定士登録証を施設管理者にご提示ください。
- Q7 避難所等の目標判定終了を地震発生後 24 時間以内（第 1 段）とした理由は何か。
- A7 避難所等を可能な限り早期に開設するためです。しかし、これはあくまで目安であり、余震や被害状況により着手が遅れることも想定しています。地震情報等を考慮して判定活動を行ってください。

<その他>

Q8 事前割当による避難所等の判定活動は、補償制度の対象ですか。

A8 補償制度の対象です。

(被災建築物応急危険度判定必携 (全国被災建築物応急危険度判定協議会)

第3編 補償制度関係

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第3 適用対象

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/forpublicsector/hikkei-oq/oqhikkei-pdf/> )

## 7 その他

転勤やお住まいが変わった場合、その他ご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

連絡先 静岡市 都市局 建築部 建築総務課 総務耐震係

電 話 : 054-221-1050

FAX : 054-221-1135

電子メール : kenchikusoumu@city.shizuoka.lg.jp